

豊島区地域防災計画

関連箇所抜粋

機関の名称	事務または業務の大綱
地域防災部	(1) 地域本部の管理運営に関すること。 (2) 救援センター(*11)、補助救援センター(*15)等の設営及び管理運営に関すること。 (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。 (4) 救助物資及び応急食料の集積管理に関すること。 (5) 避難者及び被災者の収容及び保護に関すること。 (6) 避難者及び被災者への情報の伝達に関すること。 (7) 避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること。 (8) 避難者及び被災者の給水、給食並びに救助物資の配給に関すること。 (9) ボランティアに関すること。
災対環境清掃部	(1) 災害時排出されるごみに関すること。 (2) 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること。 (3) 清掃車両の管理運行に関すること。 (4) し尿処理に関すること。 (5) 災害廃棄物の処理に関すること。 (6) がれき集積場所の確保・管理・運営に関すること。 (7) 放射性物質対策に関すること。
災対福祉部	(1) 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 (3) 民生委員との連絡に関すること。 (4) 福祉救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 (5) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること。 (6) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 (7) 施設の保全管理及び応急修理に関すること。
災対衛生部	(1) 医療機関、防疫機関、医療救護所、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会等との連絡調整に関すること。 (2) 後方搬送拠点及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 (3) 医療救護及び保健衛生に関すること。 (4) 被災地の食品衛生の監視及び指導に関すること。 (5) 防疫活動の指導及び実施に関すること。 (6) 医薬品及び医療資器材の確保、調達、補給及び搬送に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、被災地の保健衛生に関すること。
災対土木部	(1) 緊急障害物除去道路の確保に関すること。 (2) 河川、道路、橋梁等の点検、整備、保全及び復旧に関すること。 (3) 公共土木施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 (4) 障害物、土砂等の除去に関すること。 (5) 倒壊家屋の解体に関すること。 (6) 遺体の搬送及び収容に関すること。 (7) 水防活動に関すること。

第3節 道路障害物除去

【都市整備部・都建設局・関東地方整備局・東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・首都高速道路(株)】

第1 緊急道路障害物除去路線の選定

1 東京都

災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行っている。

- ・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）（*6）
- ・ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・ 上記は原則として、幅員15m以上の道路の路線

【参照：緊急道路障害物除去路線網図(資料編p.97)】

2 豊島区

東京都選定路線に連結した道路のうち、備蓄倉庫・救援センター・救急病院等を結ぶ路線上記の選定基準に適合した道路67路線、26.1kmを選定している。

第2 道路障害物除去作業態勢

1 作業方針

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上の障害物を除去し、救援活動のための車両用走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

2 各機関の役割

機 関 名	実 施 内 容
豊 島 区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は道路上の障害物を調査し、速やかに都建設局へ報告する。 ○ 区の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、豊島土木建設協会との協定に基づき委託実施する。 ○ 作業の実施にあたっては、区土木担当部長の指示によるものとする。 ○ 障害物除去作業に必要な資器材等は、建設協会保有の建設機械資器材及び区が保有する資器材を使用する。 ○ 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を都知事に要請する。
東 京 都 第四建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、都及び国が路線別に分担を決めて実施する。 ○ 都が分担する緊急道路障害物除去路線の作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づいた協力業者が、道路上の障害物の除去等を実施する。
関東地方整備局 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力のうへ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。</p>

を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

- 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止活動や避難場所及び避難に係る道路等の防護活動を実施する。
- 道路閉鎖、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、地域防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(4) 情報収集等

- 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報や参集職員・消防団員からの情報、災害時支援ボランティアからの情報など、災害情報を、積極的に収集する。
- 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を実施する。
- 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報を交換する。

(5) 消防団の活動

- 発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
- 災害の初期対応とともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を実施し、携帯無線機を活用して、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発出火の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を、消防署隊と連携して取り組む。
- 救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送する。
- 避難勧告または避難指示が出された場合、地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を実施する。

第2節 危険物等の対策 【総務部・消防署・警察署・関係事業者等】

区内には、石油等の危険物貯蔵所などが設置され、地震時の振動によって危険物の漏えいや火災となって爆発することが考えられる。こうした施設では、関係法令に基づく予防規程や震災対策条例等で防災計画の作成を義務づけるとともに、発災した場合には被害を最小限にとどめる応急対策を確立しておく。

第1 区の役割

区は、事故が発生した場合、次の全ての事項に関して、必要な措置を実施する。

- 1 住民に対する避難の勧告又は指示
- 2 住民の避難誘導
- 3 救援センターの開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

第2 石油类等危険物保安施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- 1 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送の停止
- 2 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 3 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動
- 4 タンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 5 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 6 災害状況の把握及び状況に応じた従業者、周辺地域住民に対する人命安全措置
- 7 防災機関との連携活動

第3 火薬類保管施設の応急措置

- 火薬類取扱保安責任者及び管理者等と密接な連携のもと、情報収集し応急措置を行う。
- 火災が発生した場合は、人命安全対策の措置を講ずるとともに、誘発防止のために延焼拡大の阻止活動を実施する。

第4 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大する恐れがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。 ○ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報する。 ○ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難を指示する。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を実施する。 ○ 避難路の確保及び避難誘導する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施

第5 毒物・劇物保管施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
区 (生活衛生課) *都福祉保健局 (健康安全研究 センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の販売業者及び業務上取扱者（電気めっき業、運送業等）に対して、飛散、漏れ、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じるよう指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・連絡に努める。 ○ 毒物・劇物に係る災害情報については、関係機関と連携して、適宜、区民へ提供する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施

第6 放射線施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
放射線同位元素 使用者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合、または放射線障害が発生した場合において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会委員長に報告する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。また、前述第1節、第1、3 「震災消防活動」により災害応急活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第7 危険物等輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置	
	高圧ガス輸送車両等の応急対策	核燃料物質輸送車両の応急対策
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都民及び関係機関と密接な情報連絡する。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 	<p>事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制等について関係機関と密接に情報連絡する。 ○ 災害応急対策の実施。 	<p>事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>

II
震災対策編
第2部

第8 危険動物の逸走時対策

機 関 名	対 応 措 置
区 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携を密にし、逸走した危険動物に係る情報の収集・伝達に努める。 ○ 必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
東京都 (動物愛護相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逸走した危険動物を捕獲し、動物愛護相談センター等の動物保護施設に搬送を行う。
警 察 署	<p>情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を実施する。</p>
消 防 署	<p>情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を実施する。</p>

第 14 章 ごみ・し尿・がれき処理

第 1 節 基本方針

災害時には、上下水道の断絶等の被害や被災者の一時避難が想定され、その際に多量に発生するごみやし尿について、生活衛生の確保を優先させるとともに、防疫対策と迅速な応急対策の観点から、状況の変化に対応できるよう適切に処理する。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理し、復旧・復興を円滑に進める。

第 2 節 ごみ処理【環境清掃部】

災害が発生した場合、区は被災の状況を踏まえ、ごみ処理計画を策定する。ごみ処理計画に基づき、排出されたごみを迅速に処理し、環境保全を図る。

- 災害発生時、初動体制を確立するため、関係機関との連絡を行い廃棄物関連施設等の被害状況を把握する。
- 環境保全及び衛生上の観点から生活ごみを優先して収集する。
- 処理工場への大量搬入が困難な場合には、環境保全に支障のない都、区等の公有地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- 被災状況に応じて、都環境局等への広域的な調整・応援等を要請する。

【参照：豊島清掃事務所の人員及び作業用車両(資料編p. 118)】

第 3 節 トイレの確保及びし尿処理【総務部・環境清掃部・都市整備部・教育部】

第 1 基本的な考え方

- 避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保する。
- 生活用水（トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水）の確保や携帯トイレ（トイレ袋）し、既設水洗トイレを継続して利用する。
- 携帯トイレや簡易便器、下水道用マンホール直結型仮設トイレなど多様な災害用トイレを確保する。
- 被害や避難、救援センターの開設等の状況に応じて、既設のトイレが使用可能であれば優先的に使用するとともに、各種災害用トイレを段階的に運用していく。
- 要配慮者に配慮した洋式トイレ等を備蓄する。
- 強固な構造で防犯性の高いトイレも備蓄する。また、仮設トイレ設置時には、男性用・女性用の距離の確保、死角や暗がり避けるなど利用者の安全に留意する。
- 都内被災地全体での円滑かつ効果的な対応等のため、区は都に対して、し尿収集・処理に関する広域的支援を要請する。

【参照：簡易トイレ等の備蓄状況(資料編p. 118)】

第2 災害用トイレの確保及びし尿処理方法

区は、都災害対策本部及び他区等と連携し、災害用トイレ備蓄の充実や災害時におけるし尿収集車の確保等により、し尿の処理体制を整備するとともに、都下水道局との覚書に基づき、避難場所における下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。

1 避難場所（広域避難場所）

- 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、貯水槽、防災井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方で、簡易便器等を設置するなど、避難場所の衛生環境を確保する。
- 区は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

2 救援センター等

- 発災後、断水した場合には、学校のプール、防災井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用する。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を設置する。
- 区は、備蓄分が不足した場合、都福祉保健局に対して要請する。
- 区は、発災後3日目までは、努めてし尿収集車による収集を要しない下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置や汚物処理剤により対応する。4日目以降は、し尿収集体制が整った段階で、仮設トイレの設置も含めて対応する。

3 地域

- ライフラインの停止などで、従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用する。このため、貯水槽、防災井戸等により水を確保し、下水道機能の活用を図る。

4 仮設トイレのし尿収集及び処理

- 災害発生時には、救援センター等に設置された仮設トイレの状況を把握し、他区との協力等により吸上車（バキュームカー）を確保する。
- 収集したし尿は下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により処理・処分する。

第3 避難場所等におけるし尿処理

1 仮設トイレ等の状況集約等

- 避難場所等に設置された仮設トイレ等の状況を集約し、収集態勢を整備する。
- 区は、都下水道局との覚書に基づき、下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。

2 処理体制の整備

- 区は、他区との協力、都災害対策本部及び環境局との協議等により、災害用トイレ及びし尿収集車の確保をはじめとする、し尿の処理体制を整備する。
- また、都下水道局との覚書に基づき、下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。
- 収集器材・人員に不足が生じる場合には、他自治体等に対して支援を要請し、し尿の収

集・搬入体制を整備する。

3 処理作業

- 被害の状況、収集場所等情報をもとにして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により、し尿を処理・処分する。

4 仮設トイレのし尿収集及び処理

- 災害発生時には、救援センター等に設置された仮設トイレの状況を把握し、他区との協力、都への支援要請等により吸上車（バキュームカー）を確保する。
- 収集したし尿は下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により処理・処分する。

第4 普及・啓発等

- 区は、事業所及び家庭に対して、当面の目標として3日分の災害用トイレの備蓄等の備えをするよう啓発する。
- ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、区は家庭やマンション管理者に災害用トイレの備蓄に努めるよう呼びかける。また、平素からの水の汲み置き等による生活用水の確保、トイレ用品の備蓄を推進する。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であるため、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施するよう呼びかける。
- 家庭等で備蓄している携帯トイレは、燃えるごみとして処理するが、水分を多く含むため、焼却炉への負荷を考え、燃えるごみとは分けて個別に収集する必要があることなどを、各種訓練を通じて周知する。

第4節 土石、竹木等の除去 【総務部・環境清掃部・都市整備部】

住家に流入した土石、竹木等は、災害救助法に基づき、該当する住家を速やかに調査し、除去を実施する。

1 土石、竹木等の除去計画

機 関 名	対 策
区	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、都が区の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、区保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区からの派遣を求める。又、不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

じて調達した現物等をもって実施する。

5 帳票の整備

- 住宅の応急修理を実施した場合、区は都が定める帳票を整備、保存する。

第4節 被災建築物の応急危険度判定【都市整備部】

1 応急危険度判定（*20）の実施

- 災害対策本部が地震による被害が大きいと判断したときには、災害対策本部長が応急危険度判定の実施を決定する。
- 災対都市整備部に判定本部を設置し、判定本部長は建築課長とする。判定の実施は、防災ボランティアの協力を得て実施する。
- 被災住宅に対する応急危険度判定は、発災から2週間程度を目標とする。また、火災による家屋・住家被害状況を調査する。

2 東京都への支援要請

- 災害対策本部長は、必要に応じ、都知事に対して判定員や判定コーディネーターの派遣、判定資器材の提供等を要請する。

3 判定の区域及び建築物の範囲

- 判定の区域は、区内のうち判定本部長が定める範囲とし、建築物の判定範囲は住宅を中心とする。

4 判定資器材の備蓄

- 必要とされる数量を備蓄する。

5 被災住宅の修理等の相談

- 被災住民の住宅修理等の相談は、判定本部が対応する。

第 20 章 罹 災 証 明 書 の 発 行

第 1 節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

【総務部・区民部・保健福祉部・都市整備部・消防署】

第 1 基本方針

- 災害対策基本法第90条の2に基づき、大地震等により住家等に被害を受けた者に区市町村が発行する罹災証明書は、住家等の被害程度を認証する書類であり、法律等に基づいた被災者の生活再建に関わる各種支援を決定する根拠資料となる。
- 区長は、発災後3日以内に、災害対策本部の下に住家被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る事務局を立ち上げる。
- 区は、消防署との「震災時における罹災証明発行に関する協定書（平成25年3月15日締結）」に基づき、地震災害発生後に協議して、連携するとともに、被災者の早期の生活再建を実現するため、罹災証明書の発行を迅速かつ正確に実施するための体制と方策の確立を進める。
- また、平常時から都と区市町村が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」と連携し、業務をマネジメントできる人材や実務を担う人材の育成を充実・強化していく。

第 2 住家等の被害認定調査

- 被災した全住家等を対象に、被災状況の調査を行う。調査後は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等、国が定める基準に基づき被害認定を行う。
- 認定の結果は、被災者生活再建支援金の給付等の根拠となるため、公平性及び合理性とともに、被災者の生活再建が早期にはかられるよう、迅速な調査の実施と認定が求められる。
- 区は、調査にあたって、被災建築物応急危険度判定及び火災調査結果等の活用、調査結果のデータ化、他の自治体からの応援職員も含めた体制整備等による業務の効率化を図る。

第 3 被災者生活再建支援システムの円滑な運用

- 大地震時においては、短期間に膨大な数の罹災証明書を発行する必要があるが生じる。これを可能とするためには、被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り人的な作業を省く必要がある。
- 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が策定した「災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（以下、「都ガイドライン」という。）」及び、実際の被災地で運用されたシステムを基本に、区の特性に対応したシステムの円滑な運用方法の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

第 4 発行部署

- 区における罹災証明書発行部署は、住民基本台帳担当部署を中心とし、態勢・手順及び場所を防災危機管理課と連携しながら検討する。

- なお、必要に応じて消防署と前記の協定に基づき、発行窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について連絡会を開催し定める。
- また、平常時から区と消防署の連携要領を検討し、災害発生時には速やかに罹災証明書を発行する体制を構築する。

第5 発行手続き

- 区は、管内の被災者台帳を備え付け、その台帳によって被災者の申請により発行する。
- 罹災証明書の発行は、火災にあつては、消防署と連携する。
 - ・ 調査結果は、区の被災者台帳と整合性をもたせる。
 - ・ 罹災証明書の発行場所は、原則として、としまセンタースクエアとするが、それによりがたい場合には区が指定した場所とする。
 - ・ 罹災証明申請書の申請人押印は、省略する。

第6 証明の範囲

- 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家被害に係る次の事項を証明する。

1 全壊（焼）	2 大規模半壊	3 半壊（焼）	4 一部損壊
5 流出	6 床上浸水	7 床下浸水	
- なお、非住家や動産等に対する被害、人的被害の証明については、都ガイドラインに基づき原則として、被災者からの届出に基づき、「被災届出証明書」により届け出があったことを証明する。

第7 証明手数料

- 手数料は、事件の特殊性により免除する。
【参照：罹災証明書の様式(資料編p.123)】

第8 発行体制

- 区市町村が一体となって被災者生活再建支援業務を実施するため、都・区市町村において設置される「東京都被災者生活再建支援業務調整会議（仮称）」において、住家等の公的被害認定調査、罹災証明書発行等の調整を行う。
- また、住家等の被害認定調査及び罹災証明書発行の実効性を高めるため、情報の集約、発行窓口の整備、発行後の情報管理等に関して関係諸機関及び関係課と協議の上、住家等の被害認定調査実施計画及び実施マニュアル・罹災証明書発行計画及び発行マニュアルを整備し、適宜更新する。
- あわせて、生活再建支援体制についても、豊島区被災者生活再建支援検討会において全庁的に検討する。